

時 期	復旧・復興段階
区 分	教育・文化
分 野	学校教育
検 証 項 目	被災児童・生徒等への支援

根拠法令・事務区分	災害救助法（法定受託事務） 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、国立学校設置法、各都道府県条例・規則
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	学用品の給与：国庫負担 80/100 以上（災害救助法） 授業料の減免等：就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、国立学校設置法等による国庫補助
概 要	災害によって保護者が死亡したり、住家に被害を受けたりするなどし、就学が困難になる児童・生徒に対しては、授業を受けられるよう必要な措置を講じる必要がある。阪神・淡路大震災では、被災により学用品を失ったり経済的理由により就学が困難な児童生徒に対して授業料等の免除や学用品の供与等の措置が取られた。また、被災地から転入学した児童生徒等は、最大時には約 2 万 6,000 人を超えたが、被災児童の転入学への配慮もなされた。災害後の混乱期において、児童生徒が一日も早く教育を受けることができるよう様々な措置をとった。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【文部省】</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒に対する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に伴い経済的な理由で就学困難となった小・中学校の要保護及び準要保護児童生徒に援助を行った市町村に対し援助を行った。[『平成 8 年版防災白書』国土庁,p286]</li> <li>入学料・授業料の免除等</li> <li>・国立大学、高等学校等において、被災した学生・生徒のための授業料等の減免措置を講じた。[『平成 8 年版防災白書』国土庁,p285][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]</li> <li>・公立大学に対して、被災した学生のための授業料等の減免措置を要請した。</li> <li>・全国の都道府県教育委員会に対し、教科書の無償給与を指導した。[『平成 8 年版防災白書』国土庁,p286][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p136]</li> <li>・教科書や学用品等を失った児童生徒に対し、教科書については速やかに必要な教科書の無償給与を実施、学用品等については全国の児童生徒による自発的な支援活動を促進するとともに、関係団体等にも同様の要請を行った。[『平成 8 年版防災白書』国土庁,p285][『平成 7 年度我が国の文教施策』文部省]</li> </ul> <p>入試、卒業、就職等のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学入試の円滑な実施を図るため、各大学に対し、入試関係の郵便物の取扱をはじめ、被災した受験生への特別な配慮を要請した。[『平成 7 年度我が国の文教施策』文部省]</li> <li>・被災地の受験生の宿泊施設として、国立オリンピック記念青少年総合センター、公立学校共済組合・私立学校教職員共済組合・文部省共済組合の宿泊施設を無料提供した。また、学習場所の確保についても関係機関に要請した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p136]</li> <li>・高校入試の円滑な実施を図るため、全国の都道府県教育委員会に対し、出願期間や提出書類の取扱い等の受験機会の確保、収容定員を超えた受入など特別な配慮を要請した。[『平成 8 年版防災白書』国土庁,p285][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総</li> </ul>

務庁行政監察局,p136]

- ・卒業認定等の取扱、卒業予定者の就職のための措置として、各大学、教育委員会等に対し、卒業及び単位認定等の弾力的な取扱などを要請した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p2285][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p136]
- 転入学等に関する措置
- ・「平成7年兵庫県南部地震における被災地域の児童生徒等の転入学等について」(通知・1月19日付)を発し、全国の学校で、被災地域の児童生徒が転入学を希望してきた場合、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れることを可能とした。[『平成8年版防災白書』国土庁,p286][『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p271]
- 外国人留学生等への支援
- ・被災した留学生に対して、所管の法人である(財)日本国際教育協会関西留学生会館の空室を無償で提供した。また、財団法人を通じて、被災した留学生に対する援助として、私費外国人留学生学習奨励費の受給者の追加採用を行った。(財)日本語教育振興協会においても被災した就学生に対して一時見舞金を支給した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p287]
  - ・今回の震災により居住場所を失い、生活・居住に困っている外国人留学生や被災就学生に対して所管の財団法人を通じて一時金を支給した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p287][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]
  - ・留学生の生活環境の改善に資するため、(財)日本国際教育協会が兵庫県留学生会館の建設を行った。[『平成11年版防災白書』国土庁p532][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p138]
- (財)内外学生センター及び各大学等において、下宿・貸間物件の斡旋や情報提供を実施した。[『平成7年度我が国の文教施策』文部省]
- 被災児童生徒の健康問題への対応
- ・全国の教育委員会等に対し、健康相談活動の充実に配慮するなど被災児童生徒の心の健康問題に適切に取り組むよう通知した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]
  - ・全国の教育委員会の学校保健担当指導主事を対象に、被災児童生徒等の心の健康問題への対応について講習会を開催した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]
  - ・平成7・8年度において、被災した児童生徒の心の健康問題への学校における対応のあり方を検討するため、実態調査を実施し、また、適切な対応方を検討する目的で調査研究を行った。さらに、これらの結果を踏まえ、平成9年度に、各学校で児童生徒に対する心の健康に関する指導や相談を行う上での参考資料として「非常災害時における子どもの心のケアのために」を作成し、関係機関に配布した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p137]
- 就職問題懇談会の開催
- ・2月8日に、大学等関係団体から構成される「就職問題懇談会」が開催され、大学等の枠を超えて就職情報を提供するなど、大学間の連携協力等を申し合わせた。これに基づき、文部省は各大学等に対し、被災大学等に対する情報の公開などの連携協力を図るよう要請した。[『平成7年度我が国の文教施策』文部省]
- 育英資金の貸与
- ・日本育英会は、被災学生・生徒に対し、通常の採用時の選考基準を弾力的に取り扱うなどの措置をとり、奨学金を貸与した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p286]

#### 【労働省】

- ・職業能力開発短期大学校等における受験生・在籍者に対する便宜供与等
- ・職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校等において、被災した受験生に係る出願期間の延長及び受験手数料の免除、被災した在校生に係る授業料等の免除及び技能者育成資金の貸与を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p316]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

要保護及び準要保護児童生徒に対する援助については以下のとおりである。[『平成8年版防災白書』国土庁,p286]

費用名	事業費等	補助額
学用品費等	1,238,357	619,167
医療費、学校給食費	132,984	66,492
合計	1,371,341	685,659

(単位：千円)

日本育英会の育英資金の貸与実績は以下のとおりである(H6年度～H11年度)。[『平成8年版防災白書』国土庁,p287]

費用名	採用人員等	貸与総額
高等学校	724	358,035
高等専門学校	15	16,578
大学	4,548	7,362,657
大学院	586	1,169,643
専修学校	451	569,913
合計	6,324	9,476,826

(単位：人・千円)

(財)日本国際教育協会は、兵庫県留学生会館の建設を進め、平成11年3月に開館した。[『平成12年版防災白書』国土庁,p563]

大学入試の円滑な実施については、約570大学等が願書締切期日の延期等を実施するとともに、被災地域の約40大学等が入試期日の変更や試験場の追加を実施した。また、国公立大学では143の全大学が、私立大学では約60大学等が、被災した受験生を対象とした特例入試(再試験等)を3月以降に実施した。さらに、11国立大学等や兵庫県立高等学校等の図書館、講義室等が開放された。[『平成8年版防災白書』国土庁,p285][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局,p136][『平成7年度我が国の文教施策』文部省]

高校入試の円滑な実施については、全都道府県において、被災した生徒に対する配慮がなされた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p285]

(被災児童生徒の心のケア ID075参照)

県

阪神・淡路大震災に対してとった措置

県立高等学校等の授業料等の免除

- ・住居が全半壊、全半焼、又は主たる生計維持者の死亡、失業等によって生活基盤を確保できなくなった者を対象に授業料等の免除措置を決定、手続きも可能な限り簡素化を図り、免除決定も校長の判断で対処できることとした。(当初は平成7年の1月から12月としていたが、平成8年3月まで延長)[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p276]

日本育英会の奨学生への応急採用

- ・1月18日、日本育英会に対して奨学生の応急採用の実施や出願手続きの際の便宜等について要望した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p276]

教科書等学用品の給与

- ・県立高等学校等：1月24日から31日に教科書等学用品を必要とする被災生徒数の調査を行い、無償で給与した(災害救助法は不適用)。定時制及び通信制生徒の教科書・学習書の再給与については、2月15日文部省から弾力的な対応を図る旨の通知があり国庫補助で措置された。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p276]
- ・公立小・中学校：当初、避難者数等の状況から推測し、小・中学校各学年5,000人分の教科書確保を文部省及び県教科書特約供給所に依頼した。1月23日には、被災地域市町教育委員会の報告を受け、合計41,000人分の教科書の補給を県教科書特約供給所に依頼し、また教科書が速やかに児

童生徒の手に届くよう、関係各市町教育委員会へ指示した。1月19日、文部省の指導に基づき、他市町へ緊急転学した児童生徒にも速やかに給与できるよう、各市町教育委員会に弾力的扱いを指示した。また、災害時の教科書の支給は、「災害救助法」による給与となるため、「無償措置法」による給与との仕分けに留意するとともに、他市町に転出の場合も適用できるよう、各市町教育委員会に対し手続き等を周知徹底した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p276-277]

- ・ 県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校：県立盲・聾・養護学校、私立学校及び国立学校についても補給が必要な教科書の概数の報告を求め、学校から報告があり次第、供給できるよう県教科書特約供給所へ依頼した。教科書等の学用品の補給を必要とする学校はごく一部であったため、就学奨励費で購入するなど早急に対応した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p277]

#### 県立高等学校生徒の通学対策

- ・ 県立兵庫高校の場合、4月以降は県立鈴蘭台西高校に設置した仮設校舎で授業を行ったため、新たに通学費用の負担が必要となる生徒に対して、通学定期券を給付した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p274]

#### 高等学校入学者選抜への対応

- ・ 「平成7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜における臨時的措置」として、入学者選抜入試日程の変更、推薦入学の実施に係る臨時的措置（日程変更、入学願書の郵送による出願、検査開始時刻の繰下げ、遅刻者に対する弾力的取扱い）、入学考査料の納入の猶予、学力検査等の実施に係る臨時的措置（臨時会場での受検、避難先の通学区域内の希望する高等学校への通学等）を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p277-278]

#### 被災学生への支援

- ・ 県立大学の授業料等の免除、県立大学の入試出願方法の変更、県立大学特例入試、入学考査料の免除の措置を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p278]

#### 私立学校の児童生徒への支援

- ・ 私立中・高等学校の対応を統一するよう、兵庫県私立中学高等学校連合会に要請した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p279]
- ・ 義務教育である小中学校では公私を問わず災害救助法が適用され国により無償給与されるが、高等学校では国による救済制度がなかったため、私立高校に通う生徒についても、なくした教科書を学校が無償給与した場合には、要した費用の全額を県が補助した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p279]

- ・ 学資負担者の死亡、住宅の全・半壊等により授業料等の納付が困難となった生徒に対して授業料等の軽減を行った幼稚園、小中学校、高等学校、大学入学資格付与の高等専修学校に対し、財団法人阪神・淡路大震災復興基金で私立専修学校（大学入学資格付与の高等専修学校を除く）を実施するとともに、外国人学校に対しても授業料等軽減補助を実施した（当初1月から12月までとしてきたが、11月30日には、平成8年3月まで延長する方針を決定）。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p279]

#### 社会教育施設における被災児童生徒への支援

- ・ 各社会教育施設で受験期を控えた被災児童生徒たちに学習場所を提供した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p278]
- ・ 県立社会教育施設では各施設が特色を生かして被災児童生徒への支援に努め、県立図書館では所蔵しているフィルムで映画会を開催したり、被災地に図書を配本。県立嬉野台生涯教育センターではユースセミナー・スプリングスクール「がんばれ ひょうごっ子」を開設した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p278-279]

#### 転校手続き

- ・ 県立高等学校等：県教育委員会は文部省の指導を受け、被災による転入学について可能な限り弾力的に取り扱った。また、各県立高等学校長に対し、特別に配慮するよう文書で通知するとともに、私立高等学校の生徒の受入れについても可能な限り弾力的に取扱うよう指導した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p271]

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立小・中学校：県教育委員会は文部省の指導を受け、2月10日に「兵庫県南部地震における被災地域等の学校運営について」の通知を発し、各市町教育委員会に指導要録、卒業証書等の弾力的扱いの具体的方針を示し指導した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p271-272]</li> <li>・県立盲・聾・養護学校：障害児学校に就学した場合は就学奨励費が支給されること等を勘案し、原則として正式な転校手続きをとったが、受入校や各家庭の事情を配慮しながら、小・中学校等の転入手続きに準じて弾力的に取り扱った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p272]</li> </ul> <p>入試、卒業、就職等のための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体や教育委員会等に対し、卒業後の学生生徒の進路に支障が生じないように、新規学卒者の採用内定取り消しの防止及び未内定学生の円滑な就職を要請した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p141]</li> <li>・関係省庁に対して採用内定取り消しの防止についての取組を要請した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p141]</li> </ul> <p>教育復興担当教員の配置・活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災児童・生徒の心のケアに取り組むため、平成8年度から教育復興担当教員を配置し、きめ細かな対応を進めている。また、教育復興担当教員の指導力の向上を図るため、研修会等を開催している。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p102][『阪神・淡路大震災復興誌第2巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p333-334][『阪神・淡路大震災復興誌第4巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p336]</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>県立高等学校等の授業料等の免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免除者数は平成6年度で8,042人、平成7年12月末現在で12,551人であった。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p276]</li> </ul> <p>教科書等学用品の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月5日に各市町教育委員会への納入が完了した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p277]</li> <li>・3月になっても児童生徒の転入学が予想されたため、文部省と協議し、教科書の無償給与の20日間の期間延長が認められた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p277]</li> </ul> <p>県立大学での特例入試については、各学科で若干名～約10名の募集を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p414]</p> <p>教育復興担当教員の配置・活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育復興担当教員は、児童・生徒の心の理解とケア、専門医やカウンセラー、学級担任、保護者等との連携、防災教育の推進等に取り組んでいるところである。平成13年度には180人配置した。[『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p356]</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災復興計画最終3か年推進プログラムにおいて、教育復興担当教員を引き続き配置するなど、児童生徒のこころの理解とケアに対応するとともに、教員のカウンセリング能力の向上に努めるなど、心のケアに今後とも取り組むこととしている。[『阪神・淡路大震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県]</p> <p>(被災児童生徒の心のケア ID075参照)</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>被災した児童生徒などのために全国から学用品の提供の申し出が相次いだことから、改装工事中の中央体育館と兵庫勤労福祉センターで受入れ、市職員、学生ボランティアら約50人が全国から送られてくる学用品を分類し、被災校へ配送する作業を行った。『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p86-87]</p> <p>進路対策として、精力的に進路相談を実施した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』]</p>

	<p>神戸市,p418]          公立高校入学者選抜については、例年よりも選抜日を繰り下げ実施するなどの臨時的措置を講じた。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p419]          同年3学期中は実際の住居が住民登録地と異なる場合に「仮入学」の措置を適用して学籍もとどめるとともに、卒業直前に死亡した児童生徒への卒業証書の特例授与、大半が住民登録を異動していない仮設住宅入居者に対して仮設住宅が所在する校区の学校を指定校として取扱うなど弾力的な措置を講じた。[『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会,p88]          神戸市外国語大学については、1月21日に後期授業の終了を決定し、7月22日まで短縮授業を実施した。また、社会人等の特別選抜入試について選抜日を繰り下げるとともに、震災により住居が全壊・半壊、全焼・半焼あるいは収入が著しく減少した世帯に対して、入学選抜料、入学金、授業料を免除した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995 』神戸市,p421-422]</p> <p><b>【芦屋市】</b>          震災遺児・孤児・被災時の心のケアハウスとして児童厚生施設「浜風の家」が設置された。[『復興へのあゆみ / 阪神・淡路大震災芦屋市の記録II 1996.4-2000.3』芦屋市,p158 ]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果          (被災児童生徒の心のケア ID075参照)</p>
<p>その他</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置          被災学生への支援          ・大学生協は、被災して住居を失った大学生のための仮設学生寮を建設、3月中旬から入居を開始した(全国大学生協連合会等が建築資金を提供し、地元関係者5者が用地を提供)。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p278]          私立学校の児童生徒への支援          ・県の要請を受け、兵庫県私立中学高等学校連合会は、1月25日に校長会を開き、被災地の受験生にとって不利益にならないよう入試期日を半月から1カ月遅らせることを決定した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p279]          被災児童・生徒の心のケア          ・あしなが育英会は、震災遺児の心のケアに取り組むとともに、支援拠点としてレインボーハウス(神戸市東灘区)を設置した。レインボーハウスでは、外国の被災地との交流や心のケアの支援者養成講座の開催などに取り組んでいる。[『平成15年度「復興の総括・検証」報告書』神戸市,p59]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果          大学生協の仮設学生寮は神戸市をはじめ5カ所まで建設した(定員は226人)。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p278]          ○日本育英会の奨学生への応急採用          ・1月19日、日本育英は被災生徒を対象に奨学生の災害採用及び応急採用を実施することとし、23日に兵庫県支部から各高校学校長等に対して奨学生を募集した。奨学生の応急採用は544人であった。          (被災児童生徒の心のケア ID075参照)</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組          厚生労働省においては、防災業務計画において、災害時には関係機関と連携を図り、要保護児童の発見、把握及び援護を行うことなどを定めている。[『厚生省防災業務計画』厚生労働省]          文部科学省においては、災害が発生した場合、文部科学省防災業務計画に基づき、文部科学省非常災害対策本部などを設置し、関係機関との情報連絡体制を確立するとともに、児童生徒の安全</p>

	<p>確保を第一としつつ、迅速かつ的確な情報の収集や緊急の対応を関係機関などとともに講じることとしており、被災児童生徒の転入学の弾力的措置、公共施設の借用などによる学校教育の再開、教科書の給与に関する支援などの教育の確保、学校への臨床心理士等の派遣などの児童生徒の心のケアなどへの対応、学校施設等の災害復旧などの対策に取り組むこととしている。[『文部科学省防災業務計画』文部科学省]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 (被災児童生徒の心のケア ID075参照) (防災教育 ID161参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 子どもの地域における体験活動を促進するため、兵庫県下の公立中学校の2年生が1週間地域で学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施している。[『トライやる・ウィーク5年目の検証(報告)』「トライやる・ウィーク」評価検証委員会][『阪神・淡路大震災復興誌』(財)阪神・淡路大震災記念協会]</p> <p>地域防災計画において、被災児童・生徒に対する授業料の免除や奨学金制度の活用などを実施することとしている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>(被災児童生徒の心のケア ID075参照) (防災教育 ID161参照)</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 ○地域で学ぶ「トライやる・ウィーク」 平成15年度実施状況 実施校数 365校(うち、市立養護学校5校) 参加生徒数 49,782人、指導ボランティア数 20,687人</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 【神戸市】 神戸市は、地域防災計画において、被災児童・生徒に対する援助として市立学校園の授業料等を免除するなど学費の援助を行い、就学の保障を図ることなどを定めている。[『神戸市地域防災計画』神戸市] 震災遺児の心のケアを行うため、平成10年10月に子育て支援センター子供の家を開設した。</p> <p>○H7～H9市民福祉復興プラン(保健福祉局より加筆) ○H9～H13市民福祉総合計画(後期実施計画)(保健福祉局より加筆) 市民福祉総合計画2010等の策定・推進[『阪神・淡路大震災 被災状況及び復興への取り組み状況(平成16年1月1日現在)』神戸市,p7][『震災後から9年間における復興の進捗と取り組み』神戸市,p14][『“こうべ”の市民福祉総合計画2010』の概要』神戸市(<a href="http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/si01.html">http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/si01.html</a>)]</p> <p>(被災児童生徒の心のケア ID075参照) (防災教育 ID161参照)</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p> <p>授業料減免などを行う上での実務上の問題として、「短期間のうちに多くの対象者が発生したため、認定などに時間を要し、迅速な援助ができなかったこと」、「6年度の支援制度に対して、り災証明が4月以降も発行継続されたため予算措置や学校との対応が困難になったこと」が挙げられている。(『阪神・淡路大震災 神戸の教育の再生と創造への歩み』神戸市教育委員会)</p>	

一時的な転出とはいえ、転出の際には正式な手続きが各市町村教育委員会から要請されることが多かった。係が何度も被災生徒であることや「文部省の通達」等を説明しても受け付けてもらえなかった。このため、生徒を転校により一旦除籍し、再度転入する場合は、また改めて書類が必要となる等事務処理が煩雑をきわめた。県内でも震災直後から1週間のみの一時的な転校であると知りながら、転出書類を請求してくる中学校もあった。（『震災を生きて - 記録・大震災から立ち上がる兵庫の教育 - 』兵庫県教育委員会）

県立高等学校生徒の通学対策として、公共交通機関の途絶等により通学が困難になった生徒に対し臨時スクールバスの運行を検討したが、1月20日、バスの手配や道路状況等により、実施困難と判断した。（『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県）

盲・養護学校の再開は、通学（児）生の通学区域が広く、スクールバスの運行が道路の通行禁止や、渋滞のこともあって、遅らざるを得なかった。再開後、タクシーの利用や、保護者、教職員の付き添いも行った。（神戸市教育委員会『神戸の教育は死なず / 阪神・淡路大震災に学ぶ学校危機管理』小学館）

#### 課題の整理

被災児童生徒に対する支援措置の事務手続きの迅速化  
通学に対する支援の検討

#### 今後の考え方など

- 今後とも、このような災害時に、心のケアの専門家の派遣の支援を行っていくほか、非常災害時における心のケアの方法や実際の場面での対応等について整理した教師用手引きを災害が発生した地域の教育委員会の要請に応じて送付するなどの対応を行っていく。（文部科学省）
- 市立学校園の授業料等の減免にあたっては、提出書類等の簡素化を図り、迅速な対応に努める。（神戸市）
- 一時的な転出にあっては、被災学校園の児童生徒の在籍を把握し、転出者が速やかに就学でき、また、再転入にあっても転入者が速やかに就学できるよう、近隣市町村教育委員会に依頼する等、事務の簡素化・迅速化に努める。（神戸市）
- 子どもの心の問題を専門家が継続支援できる体制の整備に努めていく。（神戸市）  
関係機関と調整を図り、支援体制の整備に努めていく。（尼崎市）